

産業厚生常任委員会資料

令和5年3月3日

都 市 整 備 部

都 市 政 策 課

【都市政策課】

□天神東袴鹿谷土地区画整理事業の進捗について

天神東栴鹿谷土地区画整理事業の進捗について

1 保留地販売の現状

天神東栴鹿谷土地区画整理事業は、平成20年の組合設立から事業進捗に取り組んできましたが、保留地販売が停滞していたことから、長い年月を費やしています。

そのような状況下においても、パンフレットの配布やハウスメーカーへの営業活動を地道に続けた結果、県道小野藍本線の開通や東条学園小中学校の開校、小売店の進出といった周辺的生活環境が充実したことも相まって、令和3年度から4年度にかけて14区画の保留地販売に至り、残り1区画（保-21-5）となりました。

【販売した保留地一覧】

※令和5年2月末現在

年度	筆数	保留地番号
平成28年度	1筆	①保-18
平成31年度	2筆	①保-18-1 ②保-19-1
令和3年度	9筆	①保-11 ④保-18-3 ⑦保-21-4 ②保-17 ⑤保-19-2 ⑧保-21-9 ③保-18-2 ⑥保-21-3 ⑨保-21-10
令和4年度	5筆	①保-21-1 ④保-21-7 ②保-21-2 ⑤保-21-8 ③保-21-6

※保留地位置図は別紙1のとおり

2 取組スケジュール

保留地完売の目処が立ったことから、事業の完了及び組合の解散に向けて、次のとおり事務を進めます。

年度	主な実施項目
令和5年度	①保留地販売（残り1区画） ②事業計画（面積や資金計画など）の変更 ③字界の変更（地元協議を経て、議会に提案）、新地番の設定 ④公共施設（道路、公園など）の引継ぎ協議 ⑤換地計画の作成
令和6年度	①換地処分 ②法務局への登記申請
令和7年度	①組合の解散 ②清算事務

3 今後の課題

今後の課題は、次のとおりです。

①保留地の早期完売

残り1区画の保留地販売が停滞すれば、事業の完了時期に影響が及ぶため、早期に完売できるように、引き続き営業活動に注力します。

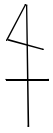
②事業計画の変更や字界の変更、新地番の設定、公共施設の引継ぎ協議


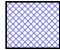

事業計画の変更や字界の変更、新地番の設定、公共施設の引継ぎにおいて、関係機関との連携や様々な情報のやり取りが必要になるため、十分な協議を行い、迅速、確実に事務を進めます。

③地権者への丁寧な説明

事業の長期化に伴い、売買や相続によって、所有者が変更している土地があることから、権利移動の調査を行うとともに、新しい地権者に対して丁寧に説明し、事業への理解を求めていきます。

市としては引き続き、事業主体である加東市天神東埜鹿谷土地区画整理組合と連携協力し、事業を滞りなく進められるよう努めていきます。



-  令和3年度以前に契約した保留地
-  令和3年度に契約した保留地
-  令和4年度に契約した保留地

